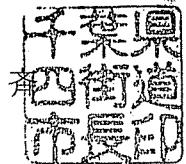


廃 第 112 号
平成 28 年 3 月 3 日

みそら自治会
会長 青柳 象平 様

四街道市長 佐 渡



第 10 回交渉会で検討を約束した事項について（回答）

平成 28 年 1 月 23 日に開催された第 10 回交渉会で貴自治会から検討を求められ、回答を約束した事項について下記のとおり回答します。

記

1 平成 27 年 4 月より 5 年以内の現ごみ処理施設稼動停止について

確認書の操業期限については履行することができず、4 月 1 日以降も操業しなければならなくなつたことは大変遺憾であり、改めて陳謝いたします。

繰り返しになりますが、平成 27 年 1 月 9 日付け廃第 84 号及び平成 28 年 1 月 20 日付け廃第 85 号にて回答したとおり、現ごみ処理施設は、次期ごみ処理施設の稼動に伴い停止する予定です。

現段階では最短で平成 33 年 9 月末日に稼動停止する事ができるよう最大限の努力を致しますが、外的要因等により延びる可能性も含んでいる事をご理解ください。

つきましては、今後は、確認書 2 (6) に基づく補償についての協議を進めさせていただきたい。

2 貴自治会が求める 5 年以内の現ごみ処理施設停止以後の外部委託について

平成 28 年 1 月 20 日付け廃第 85 号での回答と重複いたしますが、外部委託を行うとした場合に、市民生活への影響を避けるため現行のごみ分別を維持し、リサイクルを後退させないためには、中間積替・保管施設や現ごみ処理施設の施設の一部を新たに整備する必要があります。

しかし、可燃ごみを外部委託するのみでごみ処理施設を稼動停止させができる自治体とは異なり、本市の現ごみ処理施設では可燃ごみ以外の廃棄物も処理を行っているため、仮に外部委託のための施設を新たに整備する場合、その一部は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されている一般廃棄物処理施設に

該当することから、生活環境影響調査及び都市計画決定が必要となり、多大な時間と費用を要することとなります。

従って、5年以内に現ごみ処理施設を停止させ、それ以後は外部委託を行うという考えはありません。

3 次期ごみ処理施設整備スケジュールの短縮に関する検討結果について

次期ごみ処理施設整備スケジュールの短縮について検討を行いましたが、短縮は困難との結論に至りました。

今後は、これまでの貴自治会との交渉会でも繰り返しご説明したとおり、一般廃棄物処理施設整備基本構想及び一般廃棄物処理施設整備基本計画の策定並びにそれに続く発注手続（ごみ処理施設整備基本設計又はPFI等導入手続）をできる限り速やかに行い、一日も早い次期ごみ処理施設の竣工に向け努力してまいります。